

過疎地域における放課後児童クラブの 持続可能な運営に向けた職員配置について

本市の過疎地域、特に阿東の放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員の確保が困難な状況となっており、持続可能で安定的な運営体制の確保を図るため、職員配置基準について見直しを行います。

1. 現状と課題

放課後児童クラブの運営については、平成26年4月に定められた国の基準において、児童一人ひとりに適切な生活指導や見守りを行うため、児童を一定の人数ごと(概ね40人以下)のまとまり(支援の単位)に分けて支援を行っています。

原則としてこの支援の単位ごとに、職員を2名以上配置し、そのうち1名以上は、保育士や教員免許保有者等の資格要件を満たし、都道府県知事等が実施する研修を修了した放課後児童支援員を配置することとし、残る1名については資格要件を不要とする補助員をもって代えることができるとされています。

本市においても、国の基準に基づき職員配置基準を定めており、各児童クラブの運営においてもこれに従い体制を整備しているところです。

こうした中で本市の過疎地域、特に阿東地域においては、人口減少や担い手不足等により、放課後児童支援員の確保が困難な状況が続いており、運営事業者の撤退も生じています。

このため、現行の配置基準を維持したままでは、放課後児童クラブ支援員の不足により、放課後児童クラブの安定的な運営継続に支障をきたすおそれがあり、地域の実情に応じた柔軟な運営体制の確保が喫緊の課題となっています。

2. 対応案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)の公布により、国の基準において、放課後児童クラブの職員に関する基準(人員配置・資格要件)が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直され、令和2年4月1日より施行されました。

これにより、各自治体の責任と判断のもと、職員の配置基準についても、地域の実情に応じて基準を定めることが可能となりました。

こうした状況を踏まえ、本市においては過疎地域において、放課後児童支援員の確保が困難な場合であって、利用児童の安全確保のために必要な体制が講じられており、かつ、児童の支援に支障がないと認めるときは、地域の実情に応じた弾力的な職員配置による運営を可能とするため、補助員のための配置(補助員2名体制)を可能とする基準に見直すこととする考えです。

なお、阿東地域においては現在、支援員確保の困難性が顕著であることから、基準の見直し後は状況により補助員のための配置を予定していますが、徳地及び秋穂地域については、現時点で阿東地域と同様の状況までは至っておらず、今後の人材確保の状況等を踏まえ、必要に応じて個別に対応していくこととします。

この度の基準の見直しについては、放課後児童支援員の配置を不要とするものではなく、過疎地域における放課後児童クラブの継続的な運営を確保するための例外的な措置として運用するものであり、引き続き放課後児童支援員の確保に向けた取組を継続していきます。

3. 留意事項

国においては、放課後児童クラブの職員に関する基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたことについて、留意事項が示されております。

本市においては、国の留意事項に従い、児童の安全及び事業の質の確保は十分留意し、次の対応を行うものとしします。(資料6参照)

- 補助員のみでの配置による運営を認める場合には、放課後児童支援員の確保が困難であることを確認した上で、児童の安全確保に必要な体制及び支援体制が確保されていることについて、市が個別に判断します。
- 補助員のみでの配置による運営は、過疎地域に所在する放課後児童クラブにおける例外的な取扱いとし、放課後児童支援員の配置を不要とするものではなく、支援員の確保に向けた取組を継続することとしします。
- 保育士や教員等の資格を有しない者であっても、放課後児童クラブにおいて2年以上勤務の実績を有した者は、県等が実施する研修を受講することで支援員の資格を取得できることから、この呼び掛けを積極的に行い、人材と質の確保に努めます。
- 運営事業者に対し、事故防止や緊急時対応に係る研修及び訓練の実施を求めるとともに、学校、地域、関係機関との連携体制の確保を図ります。
- 制度導入後は基準に則した運営がされているか、児童の安全や事業の質が確保されているかという観点等から市による立ち入り調査等を実施し、児童の安全確保及び支援の質に支障がないように努めます。

4. 参考資料

阿東、徳地、秋穂地域の人口長期ビジョン及び人口構成状況、小学校の児童数及び児童クラブの申込者数の状況は資料7のとおりです。